

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程の制定について

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年4月28日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程（昭和39年6月30日組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削除し、第3項を第2項とする。

附 則

- 1 この変更は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された職員について第4条第1項の規定を適用する場合には、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された日の属する月以後の組合員期間に限る」とする。

（行財政局人事部厚生課）